

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八百十八人」を「二万八百一人」に改める。

附 則

この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万一千八百一人とする。</p>	<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万一千八百十八人とする。</p>

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 用例集

本則関係

「第二条中「二万八百十八人」を「二万八百一人」に改める。」の
例 1 ページ

附則関係

「この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅
い日から施行する。」の例 1 ページ

理由関係

「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の
裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。」の例

..... 1 ページ

令和二年十二月
法務省大臣官房司法法制部

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいざれか遅い日から施行する。

【「本則」関係】

①「第二条中「二万八百十八人」を「二万八百一人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇号）

第二条中「二万八百三十五人」を「二万八百十八人」に改める。

【「理由」関係】

③「裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇号）
令和二年・第二百一回国会提出本

【「附則」関係】

②「この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のはずれか遅い日から施行する。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇号）

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

資料目次

- 1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要 1
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員 2

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法務省

1 改正の必要性及び趣旨

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を58人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするもの。

3 施行期日

令和3年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区分	増員		減員		増減計
	理由	員数	理由	員数	
裁判所書記官	国家公務員のワークライフバランス推進	2			2
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員のワークライフバランス推進	39	事務処理の合理化	-31	8
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-25	-25
合計		41		-58	-17

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

裁判官以外の裁判所の職員の員数を 17 人減少する。

1 骨子

裁判官以外の裁判所の職員の員数を 17 人減少する (第 2 条関係)。

2 留意事項

本法律案は、予算関連法案である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

令和2年12月18日作成
同日時点で公布未施行なし。

○裁判所職員定員法

昭和二十六年三月三十日
法律第五十三号

裁判所職員定員法をここに公布する。

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部を改正する。

高等裁判所長官	二、一五五人	八人
判事		
判事補		
簡易裁判所判事	八九七人	八〇六人

六法一九・昭三七法一五・昭三八法一五・昭三九法三九・昭四〇法一八・
昭四一法三三・昭四一法一六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五法六・
昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一九・昭

B [日法一三一六·七] ⑭

五・法・九・昭・五・法・三・昭・三・法・一・昭・五・四・法・一・七・昭・五・五・法・一・〇

・昭・五・六・法・六・昭・五・七・法・一・六・昭・五・八・法・九・昭・五・九・法・一・一・昭・六・〇・法・一

・〇・昭・六・一・法・一・六・昭・六・一・法・一・六・昭・六・三・法・一・一・平・元・法・一・六・平・一・法・一

八・平・三・法・一・九・平・四・法・一・九・平・五・法・一・三・平・六・法・一・六・平・七・法・一・九・平

八・法・一・〇・平・九・法・一・五・平・一・〇・法・一・〇・平・一・法・一・七・平・一・一・法・一・七・平

一・三・法・三・平・一・四・法・一・〇・平・一・五・法・一・四・平・一・六・法・七・平・一・七・法・一・三・平

一・八・法・一・三・平・一・九・法・一・七・平・一・〇・法・一・一・平・一・一・法・一・一・平・一・一・法・一

・平・一・三・法・一・八・平・一・四・法・七・五・平・一・五・法・一・六・平・一・六・法・一・八・平・一・七・法

一・五・平・一・八・法・五・一・平・一・九・法・一・七・平・一・〇・法・一・四・平・三・一・法・一・五・令・一

法・一・〇・一部改正

・平・一・五・法・四・平・一・六・法・七・平・一・七・法・一・三・平・一・八・法・一・三・平・一・九・法・六
・〇・平・一・一・法・一・一・平・一・四・法・七・五・平・一・五・法・一・六・平・一・六・法・一・八・平・一・七
法・一・五・平・一・八・法・五・一・平・一・九・法・一・七・平・三・〇・法・一・四・平・一・一・法・一・五・令
一・一・法・一・〇・一部改正

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和二十七年七月一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四年政令第三八〇号で昭和四年一二月三一日から施行）

附 則

この法律は、昭和四七年三月三一日法律第九号）

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五〇年三月三一日法律第一九号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五三年三月三一日法律第一二号）

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五四年三月三一日法律第一七号）

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

（昭和五五年三月三一日法律第一〇号）

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月三一日法律第六号)

この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日法律第二六号)

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月三一日法律第二九号)

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月三一日法律第一一号)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三一日法律第十六号)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三一日法律第二六号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日法律第二二号)

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日法律第一六号)

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三一日法律第一六号)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三一日法律第一八号)

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日法律第十九号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第一九号)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第一九号)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三一日法律第一三号)

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三一日法律第二六号)

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日法律第二〇号)

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三一日法律第二五号)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一七日法律第二〇号)

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二七号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二七号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日法律第三号)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日法律第一〇号)

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日法律第一四号)

この法律は、平成十五年四月九日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第一三号）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日法律第二三号）

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日法律第一七号）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月三〇日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（検察審査会法第七条第四号及び第十六条第一項の改正規定、同法第十七条に一項を加える改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条の改正規定に限る。）及び附則第五条の規定（刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日）

（施行の日＝平成二年四月一日）

附 則（平成一〇年四月一日法律第一一号）

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第二一号）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月三日法律第一八号）

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二四年九月五日法律第七五号）

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日法律第六号）

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二六年四月四日法律第一八号）

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二七年五月二二日法律第二五号）

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第五二号）

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十九年四月二二日法律第一七号)
この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一八日法律第一四号)

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一六日法律第一五号)

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和二年四月一四日法律第一〇号)

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。